

協 議

(1) 会長の互選について

大船渡市地域公共交通会議設置要綱第5の2により、会長を互選により選出するものです。

○会 長 [_____]

(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価（1次評価）について

事業評価（1次評価）については、協議会自らによる事業の実施状況の確認と評価を行い、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、自己評価の結果を運輸局へ報告することとなっております。国庫補助申請の承認を受けた下記補助対象事業について、協議会で自己評価を行うものです。

○評価対象事業名：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

○補助対象事業者：大船渡市地域公共交通会議

大船渡市地域公共交通会議

令和元年6月1日事業開始

事業名：令和4年度地域内フィーダー系統

生活交通確保維持改善計画

目的・必要性

対象路線は鉄路に接続し、病院、商業施設、高等学校がある市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。これらの路線の運行存続については、運転手不足等の様々な問題があるが、住民の通院・買物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保事業により、運行を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

確保・維持する系統の概要

【地域内フィーダー系統】

- ・市内路線バス
 - 運行事業者：岩手県交通(株)
 - 系統数：3系統
 - 運賃：150円～610円
 - 運行日
 - ・基石線、綾里外口線(毎日)
 - ・立根田谷線(平日のみ)



事業・実施主体

- ・交通マップを用いて、バス路線のあり方を協議することで、各交通手段における役割分担を明確にする。【大船渡市、交通事業者】
- ・関係機関との情報共有により市民の居住地域・環境の変化を把握し、公共交通事業者へ運行ルート・時刻表の変更を提案する。【大船渡市】

定量的な目標・効果

【目標】

- ・基石線 12.0人以上／便
- ・立根田谷線 4.0人以上／便
- ・綾里外口線 9.0人以上／便

【効果】

- ・交通空白地域を解消し、住民の生活交通手段を存続させていく。
- ・既存の公共交通との連携により、効率的な運行体系が実現できる。
- ・外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進が期待できる。

※記入する際、枠の大きさの変更及び頁追加のうえ作成することも可能とします。

基礎データ

合併状況：平成13年に旧大船渡市と旧三陸町が合併
面積：322.51平方キロメートル
協議会開催数：2回(令和4年6月～令和5年1月)
人口：33,540人(令和4年12月末現在)
高齢化率：38.8%(令和4年12月末現在)

前回の評価結果

【達成状況(結果)】

- ・基石線：【目標値】13.0人/便【実績値】11.4人/便【達成率】87.6%
- ・立根田谷線：【目標値】5.0人/便【実績値】2.6人/便【達成率】52.0%
- ・綾里外口線：【目標値】9.0人/便【実績値】8.6人/便【達成率】95.5%

【評価】

基石線と綾里外口線が感染症対策の中でも、目標値を概ね達成。立根田谷線は引き続き利用促進策、利便性向上策を実施し、当系統の利用促進、確保維持に努めることを期待。

評価項目

実施状況、目標・効果の達成状況

【実施状況等】

昨年と比較し、利用人員が増加した路線もあったが、新型コロナウイルス感染症の影響による、外出自粛が継続しているため、全路線において、目標を達成することができなかった。

【実績】 基石線 11.1人/便(達成率92.5%)、立根田谷線 2.8人/便(達成率70.0%)、綾里外口線 7.8人/便(達成率86.6%) [内訳] A：0件、B：2件、C：1件

※評価の判定基準

- ・A⇒目標達成100%以上
- ・B⇒目標達成80%以上100%未満
- ・C⇒目標達成80%未満、又は、補助対象外(1運行当たり2人未満、運行割合30%未満)

事業の今後の改善点

新型コロナウイルス感染症の影響により、全路線において利用人数の減少となったが、利用実態に応じたダイヤの見直しを検討しながら、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。引き続き、本公共交通会議において、利便性及び効率性の向上に向けた検討を行い、対象路線の利用促進及び運行の確保に努める必要がある。

碁石線、立根田谷線、綾里外口線運行系統図(大船渡市公共交通マップ)



碁石線、立根田谷線、綾里外口線運行時刻表

【2019年10月1日 停留所名称変更】

立根発、碁石海岸行き	停留所名	1便	2便	3便
立根	立根	800	1200	1800
町場	町場	801	1201	1801
上手入	上手入	802	1202	1802
和村	和村	803	1203	1803
大船渡東高校前	大船渡東高校前	804	1204	1804
立根中野	立根中野	805	1205	1805
関口	関口	806	1206	1806
合同庁舎前	合同庁舎前	807	1207	1807
猪川小学校前	猪川小学校前	808	1208	1808
大船渡高校入口	大船渡高校入口	809	1209	1809
猪川中井	猪川中井	810	1210	1810
サンリオSC前	サンリオSC前	813	1213	1813
盛駅南(構内)	盛駅南(構内)	814	1214	1814
大船渡市役所前(国道45号)	大船渡市役所前(国道45号)	816	1216	1816
大船渡警察署前	大船渡警察署前	817	1217	1817
県立大船渡病院東口	県立大船渡病院東口	819	1219	1819
県立大船渡病院	県立大船渡病院	820	1220	1820
県立大船渡病院東口	県立大船渡病院東口	821	1221	1821
変電所前	変電所前	822	1222	1822
高沢	高沢	823	1223	1823
赤沢新田	赤沢新田	824	1224	1824
上山	上山	825	1225	1825
商人橋	商人橋	826	1226	1826
大船渡駅前	大船渡駅前	830	1230	1830
マイヤ・ホーマック前	マイヤ・ホーマック前	832	1232	1832
加茂神社前	加茂神社前	834	1234	1834
大船渡小学校前	大船渡小学校前	835	1235	1835
永沢	永沢	836	1236	1836
国道上平	国道上平	837	1237	1837
国道下平	国道下平	838	1238	1838
宮の前	宮の前	839	1239	1839
小林	小林	840	1240	1840
丸森展望地	丸森展望地	841	1241	1841
丸森	丸森	842	1242	1842
鮎河原海岸	鮎河原海岸	844	1244	1844
葦岸	葦岸	846	1246	1846
細浦駅前	細浦駅前	847	1247	1847
中野	中野	848	1248	1848
上中野	上中野	849	1249	1849
平林	平林	850	1250	1850
たいら	たいら	851	1251	1851
たいら	たいら	852	1252	1852
梅神	梅神	853	1253	1853
小山	小山	858	1258	1858
中井	中井	901	1301	1901
碁石地区コミュニティセンター前	碁石地区コミュニティセンター前	902	1302	1902
赤土倉漁港下り口	赤土倉漁港下り口	903	1303	1903
碁石海岸	碁石海岸	904	1304	1904

【令和2年10月1日停留所名称変更】

立根発、大船渡病院行き	停留所名	1便	2便
立根	立根	8:45	11:10
町	場	8:46	11:11
田	谷 原	8:48	11:13
川	田 川	8:49	11:14
久	富 保	8:50	11:15
富	生	8:51	11:16
第一中学校前	第一中学校前	8:52	11:17
宮田橋	宮田橋	8:54	11:19
気仙光蔵支庁学校前	気仙光蔵支庁学校前	8:56	11:21
Y-センター	Y-センター	8:58	11:23
学習教室クラム前	学習教室クラム前	8:59	11:24
7丁四町所前	7丁四町所前	9:01	11:26
沼川中村	沼川中村	9:03	11:28
サナリアSC前	サナリアSC前	9:06	11:31
盛岡駅(市内)	盛岡駅(市内)	9:07	11:32
大船渡市役所前	大船渡市役所前	9:09	11:35
大船渡警察署前	大船渡警察署前	9:10	11:36
大船渡病院東口	大船渡病院東口	9:12	11:38
県立大船渡病院	県立大船渡病院	9:13	11:38

【2021年2月15日～「撤ノ入」保留所休止】

[illegible]

2021年10月1日保留所名称变更

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和5年1月 日

協議会名: 大船渡市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
岩手県交通(株)	碓氷線 (碓氷海岸～盛駅～立根)	【前回の評価結果】 利用実態に応じたダイヤの見直しを検討する。また、利便性の向上を図るため、各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。 【評価結果の反映状況】 関係機関との情報共有により市民の居住地・環境の変化や利用実態を把握し、需要に応じたダイヤ編成の検討をしながら、運行の確保に努めた。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B 【目標値】12.0人/便 【実績値】11.1人/便 【達成率】92.5% 利用人員が昨年より577人減となり、コロナによる外出自粛によるものと推量。	利用実態に応じたダイヤの見直しを検討する。また、利便性の向上を図るため、各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを継続して実施する。
	立根田谷線 (立根～盛駅～大船渡病院)		C 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C 【目標値】4.0人/便 【実績値】2.8人/便 【達成率】70.0% 利用人員が昨年より188人増となったが、コロナによる外出自粛は継続しているため、目標値までには至らなかった。	
	綾里外口線 (綾里～盛駅～立根)		A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B 【目標値】9.0人/便 【実績値】7.8人/便 【達成率】86.6% 利用人員が昨年より1,876人減となり、コロナによる外出自粛によるものと推量。	

※枠の大きさの変更は可能です。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和5年1月 日

協議会名:	大船渡市地域公共交通会議
評価対象事業名:	地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、大船渡市、三陸町が合併し、平成13年11月15日新生大船渡市が誕生した。北は、釜石市、南は陸前高田市、西は住田町に接しており、総面積は322.51平方キロメートルである。 市内公共交通は、鉄道がJR大船渡線(BRT)と三陸鉄道リアス線の2路線。市内を広範囲に運行する路線バスのほか、デマンド交通、患者輸送バスなどにより構成される公共交通機関網が広がっている。 これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能している。 しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。 本申請に係る系統(碁石線、立根田谷線、綾里外口線)は、鉄路に接続し、市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。 これらの路線の運行存続については、運転手不足等の様々な問題があるが、末崎町、立根町、綾里地区の住民の通院・買物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業により、碁石線、立根田谷線、綾里外口線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

1便あたり利用人員

【4年度(R3.10.1～R4.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考
基石	24,150	2,171	11.1	
丸森立根	25,341	2,646	9.6	
立根田谷	2,727	968	2.8	
綾里外口	17,844	2,295	7.8	
立根盛駅	132	242	0.5	
計	70,194	8,322	8.4	

人員差

-577

2,909

188

-1,876

-237

407

【3年度(R2.10.1～R3.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考
基石	24,727	2,174	11.4	
丸森立根	22,432	2,650	8.5	
立根田谷	2,539	968	2.6	
綾里外口	19,720	2,297	8.6	
立根盛駅	369	242	1.5	
計	69,787	8,331	8.4	

人員差

-1,305

-2,274

-1,223

-456

-1,109

-6,367

【2年度(R1.10.1～R2.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考
基石	26,032	2,177	12.0	
丸森立根	24,706	2,660	9.3	
立根田谷	3,762	956	3.9	
綾里外口	20,176	2,294	8.8	
立根盛駅	1,478	240	6.2	
計	76,154	8,327	9.1	

人員差

-10,649

-6,715

-492

-4,323

-503

-22,682

【1年度(H30.10.1～R1.9.30)】

	人員	回数	1便平均	備考
基石	36,681	2,174	16.9	
丸森立根	31,421	2,655	11.8	
立根田谷	4,254	948	4.5	
綾里外口	24,499	2,287	10.7	
立根盛駅	1,981	237	8.4	
計	98,836	8,301	11.9	

改正

平成24年 3 月30日告示第67号

平成28年 4 月 1 日告示第79号

平成29年 5 月11日告示第108号

令和 2 年10月 9 日告示第171号

令和 4 年 8 月29日商工港湾部長決裁

大船渡市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 大船渡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第 1 の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第 3 交通会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国及び県の関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の役員)

第5 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、互選により選出し、副会長は委員の中から、会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、関係者間の合意形成を目指して十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第7 交通会議において協議が調った事項の軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9 第2各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。

(事務局)

第10 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、大船渡市交通担当課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11 交通会議に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第12 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

前 文 (抄) (平成24年3月30日告示第67号)

平成24年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成28年4月1日告示第79号)

平成28年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成29年5月11日告示第108号)

平成29年5月11日から施行する。

前 文 (抄) (令和2年10月9日告示第171号)

令和2年10月9日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日商工港湾部長決裁)

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。